

# 経済産業省

20230629電委第1号

令和5年6月29日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

発電実績の公開に関する制度的措置について（建議）

電力・ガス取引監視等委員会は、発電実績の公開にあたり、当該情報の公開方法に係る行為規制上の整理と対応方針について議論を行い、必要な制度的対応等を検討しました。

これを踏まえ、電力の適正な取引の確保を図るため、電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）に関して、別添の事項に係る所要の制度的措置を行う必要があると認められることから、電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の14第1項の規定に基づき、貴職に建議いたします。

## 経済産業大臣に対する建議事項

### 1 発電実績の公開に関する事項

- 法施行規則第33条の6の2において規定されている「電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない情報」に、一般送配電事業者が電力量調整供給を行う発電等用電気工作物の供給電力量に関する情報（当該発電等用電気工作物を維持し、及び運用する者の同意を得て公表するために利用し、又は提供するものに限る。）を追加すること。